

2018年11月2日

通貨選択利率更改型逓増終身保険『おおきな、まごころ』を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、「ふやして、のこせる」新商品『おおきな、まごころ』(通貨選択利率更改型逓増終身保険)を2018年11月5日から発売します。

本商品は外貨の好金利で運用する終身保険で、**死亡保険金(契約通貨建て)が、ご契約の1年後から増加**し、2年後、3年後にさらに増加します。また、特約付加により、**死亡保障が増加する初めの3年間に円建ての最低保証をつける**ことや、お客さまの将来的なニーズ変化への対応として、**終身の死亡保障にかえて一生涯の介護年金を受取る**選択ができます。^{*1}

『おおきな、まごころ』は、短期間で「ふやして、のこせる」特徴により、お客さまのご家族への想いを“カタチ”にします。また、死亡保険金の非課税枠等の活用により、相続対策としてもお役立ていただけます。

2018年11月より4金融機関、12月より6金融機関^{*2}での販売が予定されており、今後も取扱い代理店を順次拡大してまいります。

これからも、弊社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

*1 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば介護年金へ移行できます。

*2 11月、12月に販売開始する金融機関は別紙をご覧ください。

『おおきな、まごころ』の主な特徴**特徴1 死亡保険金(契約通貨建て)がご契約の1年後から増加します**

- 契約日から3年間、毎年死亡保険金が契約通貨建てで大きくなります。^{*3}
- 更改日に積立利率が更改される際、その利率が最低保証積立利率(0.5%)を上回る場合、さらに保険金額が大きくなります。

*3 死亡保険金は保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。なお、保険金額は契約日から3年間、毎年契約通貨建てで大きくなりますが、解約払戻金額は市場金利の変動等により必ずしも増加するものではありません。

特徴2 ご契約から3年間、円建てでの最低保証があります

- 契約時に初期死亡円保証特約^{*4}を付加することで、契約日から3年間、死亡保険金として一時払保険料の円換算額を最低保証します。
- 為替レートが変動しても、安心してご家族にのこすことができます。

*4 この特約を付加した場合、所定の費用を積立金から控除するため、基本保険金額は付加しない場合とくらべて小さい金額となります。なお、この特約を中途付加・中途解約することはできません。

特徴3 介護に備えることもできます

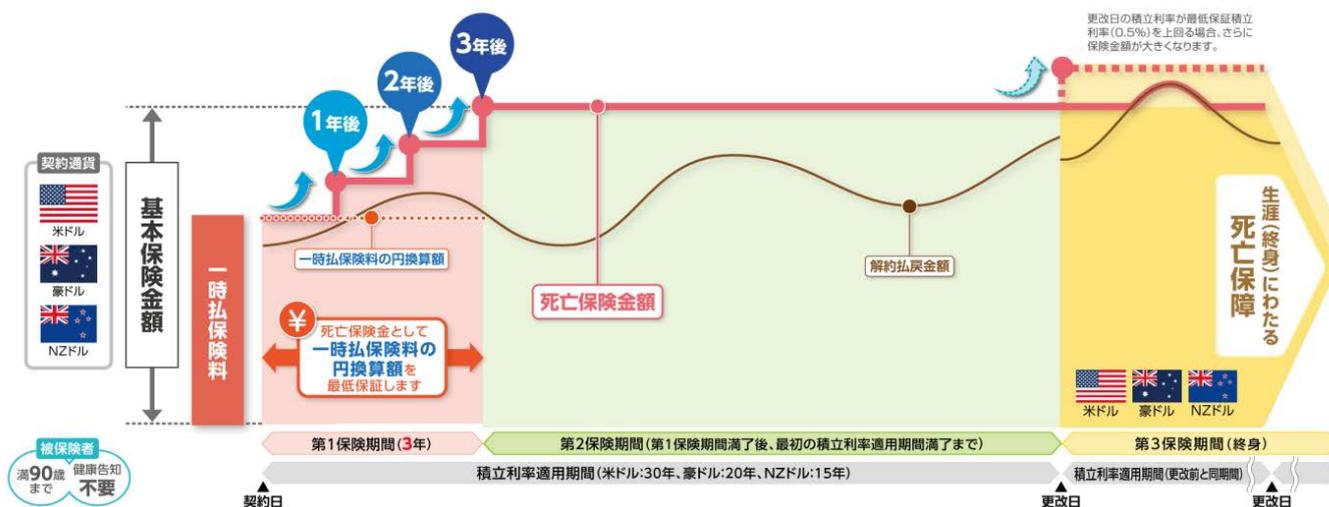
- 介護年金移行特約を付加することで、被保険者が公的介護保険制度で要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、将来の死亡保障にかえて、解約払戻金額を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、毎年、定額の年金を一生お支払いします。

■ 取扱金融機関一覧

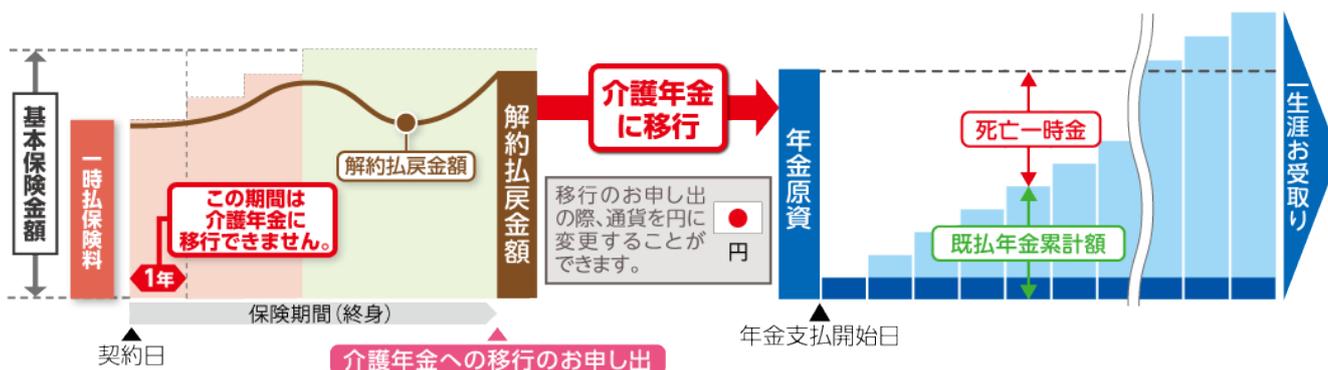
販売開始日	取扱金融機関		
	※取扱金融機関によって販売開始日の変更される場合、または取扱い内容が異なる場合があります。		
2018年11月5日	静岡銀行	富山銀行	肥後銀行
2018年11月19日	広島信用金庫		
2018年12月3日	岩手銀行 熊本銀行	親和銀行 トマト銀行	南都銀行 福岡銀行

■ 商品イメージ図

【イメージ図】初期死亡円保証特約を付加した場合



【イメージ図】介護年金に移行した場合(円建終身保障への移行前)



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル
一時払 保険料	最低保険料	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万NZドル (1NZドル単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する 為替レートで換算して7億円となる保険料		
積立利率適用期間		30年	20年	15年
		※ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		40歳～90歳		
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	第2保険期間満了後、終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
増額・一部解約		お取扱いいたしません		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。		
円建定額終身 移行特約	移行方法	契約日からその日を含めて1年経過以後、次のいずれかの方法で移行することができます。 ①解約払戻金の円換算額が設定された目標額以上となった場合(自動移行) ②契約者の申し出による場合(任意移行)		
	目標値の設定	105%～200%の間で1%刻みで自由に設定できます。 目標値を設定しないこともできます。		
	目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、毎営業日目標達成の判定を行います。		
主な特約*		初期死亡円保証特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、 介護年金移行特約、年金移行特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約		

* 販売代理店によって、取扱う特約が異なる場合があります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、介護年金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■市場リスクについて

この保険を解約、円建終身保障または介護年金へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金や介護年金の年金原資(以下、解約払戻金等)に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金等は市場金利の状況により増減することとなります。なお、円建終身保障への移行後に介護年金に移行した場合には、市場調整は行われません。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、この商品は、外貨建ての保険のため、為替リスクがあります。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険期間中にご負担いただく費用

- ・保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の-1.0%~+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用

保証期間中、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合、または円建終身保障へ移行する場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により保険料を円で入金する場合の 円入金特約レート(TTS)	TTM+50 銭
外貨入金特約により保険料を契約通貨と異なる外貨で 入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
円支払特約により保険金等を円で受取る場合、介護年金を円で受取る場合、 または円建終身保障へ移行する場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50 銭

●遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに 年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約、円建終身保障または介護年金への移行時にご負担いただく費用

契約日から解約日(移行日または介護年金の年金支払開始日)までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。なお、円建終身保障への移行後に介護年金へ移行する場合には、解約控除はかかりません。

【解約控除率】

契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%

※目標達成後に解約した場合、解約控除の適用はありません。